

西 監 第 1 0 6 号
令 和 7 年 2 月 2 1 日

西 条 市 長 高 橋 敏 明 殿
西 条 市 議 会 議 長 楠 學 殿

西 条 市 監 査 委 員 徳 増 竜 伍
西 条 市 監 査 委 員 行 元 博

令 和 6 年 度 定 期 監 査 等 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに西条市監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和6年12月2日から令和7年1月31日まで
- (2) 聴取日 令和7年1月31日

2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

3 監査の対象

- ① 環境政策課 ② 衛生課 ③ 衛生施設課 ④ 下水道業務課 ⑤ 下水道工務課 ⑥ 水道業務課 ⑦ 水道工務課

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5 監査の範囲及び方法

主に令和6年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に適合し、正確に行われているか等について、監査資料、関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に適合し、おおむね適正に処理されていた。
監査の概要については、次のとおりである。

監 査 の 概 要

第 1 環境政策課

1 主な事務事業

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| (1) 環境に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 | (6) 地下水その他水資源の利用及び保全に関すること。 |
| (2) 自然環境保全に関すること。 | (7) ダムに関すること。 |
| (3) 環境美化の推進に関すること。 | (8) 環境関係施設の統括管理に関すること。 |
| (4) 公害対策等に関すること。 | (9) 新エネルギー等設備の導入支援に関すること。 |
| (5) 清流保全に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和 6 年 1 1 月末現在 1 0 人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1 人	副課長	1 人	環境推進係	5 人（内 1 人愛媛県派遣）
				カーボンニュートラル推進係	3 人（内 1 人環境省派遣）

3 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。）

(1) 令和 6 年度水源の森ツアー開催事業（合併 2 0 周年記念事業）実施委託業務

- ア 仕様書では参加者負担金について、「昼食代として 1 名あたり 1, 0 0 0 円程度、参加者からの負担金の徴収を行うこと」と規定している。当該負担金の徴収は、私人委託に該当しないのか。
- イ 本事案は、参加者にツアー行程中の昼食代実費を支払っていただくというものであり、公金徴収の私人委託には該当しないが、仕様書や募集チラシにおいて、あたかも公金徴収の私人委託であるかのような記載をしてしまっていた。
- ウ 疑義が生じる事務処理とならないように、適正な表記に努められたい。

(2) 西条市の地下水水質モニタリング委託業務Ⅱ

- ア 収入印紙の貼付がない。契約相手方は非課税法人又は当該契約書は非課税文書か。
- イ 収入印紙の貼付漏れであるため、相手方には貼付を求める。

第2 衛生課

1 主な事務事業

- (1) 衛生関係の業の許可に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。
- (3) し尿収集、清掃事業に関すること。
- (4) そ族及び昆虫の駆除に関すること。
- (5) 畜犬登録及び野犬対策に関すること。
- (6) 公衆浴場施設の設備改善事業に関すること。
- (7) 浄化槽の設置に関すること。
- (8) ごみの減量及びリサイクル推進に関すること。
- (9) 一般廃棄物の処理計画の策定に関すること。

2 職員の配置状況

令和6年11月末現在12人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長 1人

副課長 1人

衛生係 11人（内2人再任用職員、3人任用職員（パート月給）、副課長含む。）

3 指摘事項等の概要

(1) 令和6年度西条市狂犬病注射済票交付手数料徴収事務等委託業務

ア 設計書や契約書等の記載内容から判断すると、当該手数料の収納は、私人委託に該当するのではないか。

イ 私人委託に該当するものと思われ、早急に調製したい。

(2) 西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託

ア 委託契約者の中で、契約書が提出されていないものがある。契約は締結しているのか。

イ 相手方より契約の申し出があり、契約書を渡しているが返送がなく、契約は締結されていない状態である。相手方には連絡済みであり対応は行っている。

ウ 早急に契約書の提出を求めるとともに、契約締結日以前の収納の取扱状況について確認されたい。

第3 衛生施設課

1 主な事務事業

- | | |
|---|----------------------------|
| (1) 衛生関係施設の整備に関すること。 | (4) 墓地の管理及び改葬許可に関すること。 |
| (2) 衛生関係施設の維持管理に関すること。 | (5) 道前クリーンセンターの施設整備に関すること。 |
| (3) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、火葬場等の経営許可に関すること。 | (6) 公衆便所に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和6年11月末現在11人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	衛生施設係	7人（内3人任用職員（パート時給））
		道前クリーンセンター施設整備係	1人

◎道前クリーンセンター

職員の配置状況（2人）

所長	1人	副所長	1人
----	----	-----	----

3 指摘事項等の概要

(1) 西条市道前クリーンセンター消防設備点検委託業務

- ア 屋内消火栓設備について、仕様書では13基となっている。報告書の消火栓開閉弁は14基となっているが、仕様書の数量と整合性がとれているのか。
- イ 確認したところ、14基であった。次回契約時に改める。
- ア 点検の結果、消火器具と自動火災報知設備に不良との判定で、取替えや復旧工事依頼中とあるが、その後の対応はどうなっているのか。
- イ 消火器具（消火器）については全数取替えした。自動火災報知設備の発報不良については、可能であれば今年度中、難しければ来年度早々に復旧させたい。
- ウ 施設設備物品の把握等、適正な管理に努められたい。

第4 下水道業務課

1 主な事務事業

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| (1) 下水道の普及促進に関すること。 | (3) 下水道使用料の賦課及び徴収に関すること。 |
| (2) 下水道受益者負担金等の賦課及び徴収に関すること。 | (4) 指定工事店に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和6年11月末現在10人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	主幹	1人	副課長	1人	下水道総務係	3人（副課長含む。）
						下水道業務係	5人

3 指摘事項等の概要

(1) 公共下水道事業公営企業会計システムLGWAN-ASP移設作業委託業務

- ア 設計書について、設計日の記入がなく、検算欄に押印もないが、検算等確認はできているのか。
イ 設計日は記入漏れであり、検算等確認は行っているが、押印漏れであった。
ウ 十分確認を行い、適正な事務処理に努められたい。

第5 下水道工務課

1 主な事務事業

- | | |
|---|--------------------------------------|
| (1) 下水道計画の策定及び推進に関すること。 | (5) 終末処理場及び雨水ポンプ場の管理に関すること。 |
| (2) 公共下水道、都市下水路、一般下水路等の設計、施工、監理等に関すること。 | (6) 下水道区域内の水路に関すること。 |
| (3) 下水道台帳の整備に関すること。 | (7) 防災事業（水路関係）に関すること（他の所管分を除く）。 |
| (4) 下水道関係施設の管理に関すること。 | (8) 法定外公共物（水路）の維持管理に関すること（他の所管分を除く）。 |

2 職員の配置状況

令和6年11月末現在14人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長 1人 担当課長 1人 副課長 2人

下水道建設係 5人（内1人副課長）

下水道維持係 4人（内1人副課長）

◎ 西条浄化センター

職員の配置状況（3人）

所長 1人 係 2人

◎ 東予・丹原浄化センター

職員の配置状況（3人 西条浄化センター兼務）

所長 1人 係 2人

3 指摘事項等の概要

(1) 三津屋都市排水機場発電機借上業務

- ア 設計書について、設計日や担当課における確認印等がないが適正な事務処理なのか。
イ 設計日や担当課における確認印がなく処理を行っていた。課内で修繕、手数料の契約事務処理手順書を作成したため、この手順書に基づく契約事務を行うことで同様な事案が起らないよう適切に対応する。

第6 水道業務課

1 主な事務事業

- (1) 黒谷水道に関すること。
- (2) 水道事業に係る財産管理に関すること。
- (3) 給水装置の使用開始・休止・廃止等に関すること。
- (4) 給水台帳の管理に関すること。
- (5) 水道料金等の賦課及び徴収に関すること。

2 職員の配置状況

令和6年11月末現在8人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	水道総務係	3人
		水道料金係	4人（内1人任用職員（パート月給））

3 指摘事項等の概要

(1) 西条・小松地区水道検針事務委託業務

- ア 契約書に、委託料は「請求のあった日から20日以内に受注者に支払うものとする」と規定されているが、20日以内に支払できているのか。
- イ 契約書どおりに履行ができるように、請求書受付後、速やかに処理を行うことにより20日以内に支払を行っている。

第7 水道工務課

1 主な事務事業

- (1) 黒谷水道に関すること。
- (2) 給水工事に関すること。
- (3) 水道事業に係る財産管理に関すること。
- (4) 給水台帳の管理に関すること。
- (5) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (6) 水道に係る知事権限の委任事務に関すること。
- (7) 水道水の水質管理に関すること。
- (8) 飲料水対策に関すること。
- (9) 水道事業の計画及び認可に関すること。
- (10) 水道施設整備工事等の計画、設計、施工、監理等に関すること。
- (11) 水道施設の統括管理に関すること。
- (12) 開発行為等に係る指導、監督に関すること。

2 職員の配置状況

令和6年11月末現在7人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	水道工務第1係	4人（内1人任用職員（パート月給）、副課長含む。）
				水道工務第2係	2人